

訪問入浴介護

基本部分 ()内旧単位		<u>高齢者虐待 防止措置 未実施減算</u>	<u>業務継続 未策定減算</u>	介護職員 3人が 行った場合	全身入浴が 困難で、清 拭又は部分 浴を実施し た場合	中山間地域 等にかかる 加算	同一建物減算 ※
訪問入浴介護費 (1回につき)	1,266 単位(1,260)	- 1/100	- 1/100	×95/100	×90/100	特別地域加算 +15/100 中山間地域等 における 小規模事業所 加算 +10/100 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算 +5/100	事業所と同一 建物又は同一 建物 20人以上 ×90/100 事業所と同一 建物 50人以上 ×85/100
介護予防訪問入浴介護費 (1回につき)	856 単位(852)						

- 介護給付
- 予防給付
- 支給限度額管理対象外

※ 事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合
なお、本減算を算定する際は、支給限度額を算出する折に当該減算前の単位数を算入

加算名	単位数	単位数		
		1日 につき	1月 につき	1回 につき
初回加算	200 単位		●	
<u>看取り連携体制加算</u>	<u>死亡日及び死亡日以前 30 日以下に限り</u>	64 単位		●
認知症専門ケア加算	(I)	3 単位	●	
	(II)	4 単位	●	
サービス提供体制強化 加算	(I)	44 単位		●
	(II)	36 単位		●
	(III)	12 単位		●

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定点（訪問入浴介護）

名称	詳細
<p>(変更)</p> <p>認知症専門ケア加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(4) 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>
<p>(新設)</p> <p>看取り連携体制加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合に加算します。</p> <p>イ 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されるよう、サービスを行う日時を当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションと調整していること。</p> <p>ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p>
<p>(新設)</p> <p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>

名称	詳細
(新設) 業務継続計画未策 定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。